

美唄市男女共同参画条例（素案）とその解説

目次

前文

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の役割
- 第5条 市民の役割
- 第6条 事業者の役割
- 第7条 性別による権利侵害の禁止
- 第8条 基本的施策
- 第9条 男女共同参画計画
- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 年次報告
- 第12条 調査研究
- 第13条 広報活動等
- 第14条 委任

前文

少子高齢化の急速な進展等に伴う地域社会の変化に対応し、住みよいまちづくりを進めるためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において、男女が人権を尊重し合い、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが重要な課題となっています。

美唄市は、これまで、日本国憲法が定める人権と平和の尊重を基本理念とし、さまざまな個性が響き合い、認め合いながら形づくる社会を目指し、各種の施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識がまだ存在し、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制約しています。

美唄市は、ここに、すべての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために、置くものとされており、この条例でも、制定の趣旨を明らかにするため前文を置くこととしました。

前文に規定したものは、次のとおりです。

- ・憲法の理念に則った男女共同参画社会の実現が重要課題であること。
- ・性別による役割分担を固定的にとらえている意識がまだ存在していること。
- ・男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する旨の決意表明。

また、この条例は、男女共同参画社会基本法を踏まえるとともに、美唄市まちづくり基本条例の「人権の尊重（第4条）」の規定を受け、制定するものです。

< 参考 >

男女共同参画社会基本法

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

美唄市まちづくり基本条例

(人権の尊重)

第4条 わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重します。
2 市民、市議会及び執行機関は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます。
3 (略)

< 参考 >

北海道内の市町村における男女平等参画・女性に関する条例制定状況(平成20年4月現在)
13市町

市町村名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
札幌市	札幌市男女共同参画推進条例	H14.10.7	H15.1.1
恵庭市	恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例	H15.7.2	H15.7.2
函館市	函館市男女共同参画推進条例	H17.3.25	H17.4.1 (一部H17.10.1)
北斗市	北斗市男女共同参画推進条例	H18.2.1	H18.2.1
倶知安町	男女が平等に参画する倶知安のまちをつくる条例	H17.3.29	H17.4.1
余市町	余市町男女共同参画条例	H19.2.21	H19.4.1
旭川市	旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例	H15.3.27	H15.4.1 (一部H15.8.1)
稚内市	稚内市男女共同参画推進条例	H20.3.21	H20.4.1
北見市	北見市男女共同参画を推進するための条例	H18.7.4	H18.7.4
苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進条例	H18.12.21	H19.4.1
様似町	様似町男女共同参画条例	H12.12.18	H12.12.18
士幌町	士幌町男女共同参画推進条例	H17.3.18	H17.4.1
芽室町	芽室町男女共同参画推進条例	H16.3.3	H16.4.1

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

この条例の目的は、男女共同参画を推進するための基本理念、市、市民及び事業者の役割並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を形成することにあります。

男女共同参画社会の形成には、市だけではなく、市民や事業者が、この条例に定められた基本理念に則り、それぞれの責務を自覚し、主体的な取組みを進めるとともに、それぞれが協働しながら施策を総合的・計画的に実施することが必要であることを明確にしています。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人など、市内で活動するあらゆる個人をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業を営む法人、個人及び団体をいいます。

第2条では、条例が適正に運用されるよう、この条例で用いている用語の意義を定めています。

「男女共同参画社会の形成」とは、男女が、性別で役割を決められることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。なお、「参画」とは、単に参加するだけでなく、方針決定、企画立案の過程などでも積極的に関わることをいいます。

「市民」とは、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課するものではなく、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を互いに担い、協働して男女共同参画社会を築くことを趣旨としていることから、美唄市に住所を有する人だけでなく、市内で活動するあらゆる個人を対象として広く捉えることとしています。

「事業者」とは、営利事業か非営利事業かに関わらず、市内に事務所または事業所を有し、事業を行う法人及び個人に加え、社会経済活動など多岐にわたる分野で重要な役割を果たすようになっているNPOや各種団体、町内会等の市民団体を含むこととしています。

<参考>

男女共同参画社会基本法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) (略)

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思で多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
- (4) 男女が性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する女性及び男性が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。
- (6) 女性及び男性が人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

第3条では、基本理念として、男女共同参画を推進する上での基本的姿勢と基本的考え方を定めています。

第1号で規定している基本理念は、男女共同参画の根底を成すものである、個人の尊厳の重視であり、人権の尊重です。

憲法では男女の平等がうたわれているものの、実際には性別で差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、人生の選択に何らかの制約を受けたりすることがあります。男女とも、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

なお、ここでの「差別的な取扱い」とは、直接的な差別に限らず、間接的な差別も含んでいます。「間接的な差別」とは、表面的には男女差別の取扱いがなくとも結果的に差別的効果をもたらすようなもので、例えば、採用する際に仕事に関係のない身長、体重、体力などを条件にし、事実上、女性を排除しているような場合を指します。

第2号では、「男は仕事、女は家庭」といった性別により役割を決めてしまう考え方や、それに基づく社会の制度やしきたりは今もなお存在しており、これらを改善することを目指しています。こうした偏見を、社会全体が意識し、是正し、男性も女性も社会における自由な活動の選択ができる社会の実現が重要です。

第3号では、男女共同参画社会の実現のために、市、市民及び事業者、それぞれが男女共同参画を理解し、あらゆる分野で男女共同参画社会づくりに向け協働して取り組み、その活動が支援されるべきものであることを定めています。

第4号では、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野で意思決定の場に男女が対等な立場で参画することが必要であるということを定めています。男女の対等な参画について

は、単に参加するのではなく、政策、方針の決定の場に女性が積極的に参画する機会が確保されることが大切です。

第5号では、共働き家庭の増加や就労形態の多様化、核家族化などに伴い、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について、家族の一員として、その役割を円滑に果たし、家庭と社会活動の両立を互いに認め合うことの大切さを定めています。

第6号では、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要であることを定めています。特に、女性においては、子どもを産むことのできる性として、尊重されなければなりません。具体的には、産む、産まないを男女で決定するという考え方の尊重、性に関する幅広い情報提供、学習機会の確保、健康等への支援などの施策を講じていくことが考えられます。

第7号では男女共同参画社会の形成が、国際社会と密接な関係を有していることから、今後も情報収集や情報提供に努め、世界的な視野のもとに行われることの大切さを定めています。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、実施する役割を担うものとします。

2 市は、市民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画社会の形成に取り組むものとします。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び市の職員に対する男女共同参画社会の形成に関する意識の啓発並びに財政上の措置を講じるものとします。

第4条では、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、市の役割を定めています。

市とは、いわゆる市長部局その他の執行機関である行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会など）を含む組織の総体として用いています。

男女共同参画を推進するためには、市が率先して取組みを進めることが求められており、本市では平成20年4月に「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、4つの目標を定め、これを実現するために取り組む基本方針と施策の方向を定めています。

< 参考 >

美唄市男女共同参画計画（第2次）にける4つの目標

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
あらゆる分野への男女共同参画の推進
男女がともに働くための環境づくり
多様なライフスタイルを可能にする環境づくり

第2項では、男女共同参画社会の実現は、市はもとより、国、道、市民及び事業者などが一体となって取り組むべき課題であり、互いに協力し合い、連携して推進を図っていくことが必要であることを定めています。

第3項では、市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を進めるため、関係各課において積極的に展開していく責務があることについて定めています。このため、市内部の推進体制を整えるとともに、市職員自らの意識づくりや財政措置を含め、男女共同参画の視点で市の業務を進めていくことが必要です。

(市民の役割)

第5条 わたしたち市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を主体的に推進する役割を担います。

2 わたしたち市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めます。

第5条では、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画の推進のためには、市民の皆さん一人ひとりの意識と自覚による主体的で積極的な行動が不可欠なため、「わたしたち市民は」という表現を用い、市民の皆さんの役割を定めています。

第1項では、職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で男女が対等に暮らしていける社会環境を整えるため、市民の方々一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的な性別役割分担意識を改め、男女共同参画に関する理解を深めて、具体的な取組みを進める役割を担っていただくことを記述しています。

第2項では、市民の方々一人ひとりが、それぞれの立場で、市の施策に積極的に参加や協力をしていただき、男女共同参画社会づくりを市とともに進めていただくことを記述しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動などを両立できる職場環境を整備する役割を担うものとします。

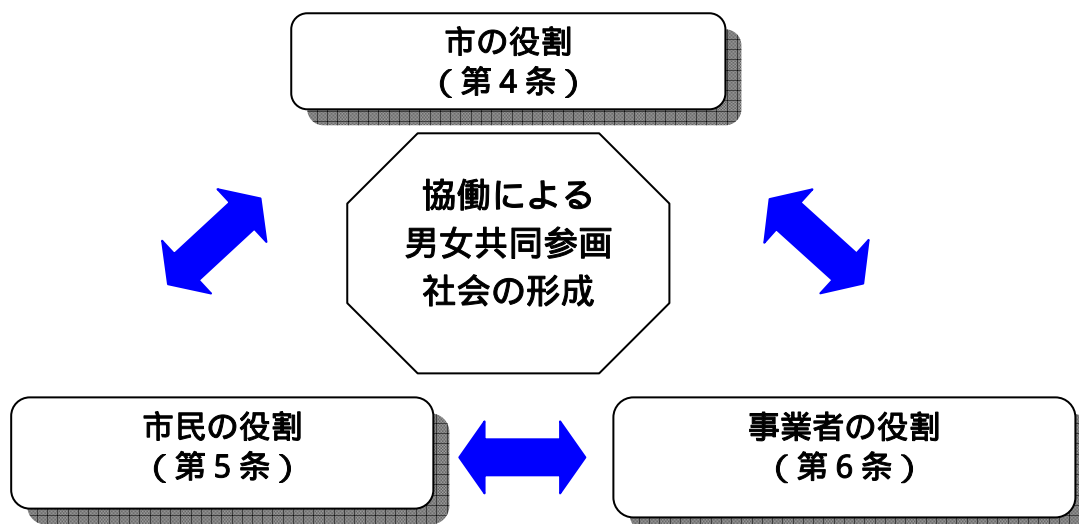
2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとします。

第6条では、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、社会経済活動の中で事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には、とりわけ雇用の分野での取組みが大切なため、市民とは区別して、事業者の役割を定めています。

第1項では、職場で働く男女が、価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが大切であり、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることが重要な課題の一つであることから、事業者の方々には、職場環境の整備に関する役割を担っていただくことを記述しています。

第2項では、事業者の方々には、男女雇用機会均等法などの関係法令の遵守を基本として、市の施策に積極的に参加や協力をしていただき、男女共同参画社会づくりを市とともに進めていただくことを記述しています。

<参考> 男女共同参画社会形成のための役割



(性別による権利侵害の禁止)

第7条 誰であっても、職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰であっても、男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待など、あらゆる暴力的行為を行ってははいけません。

3 誰であっても、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはいけません。

4 誰であっても、一般に公表する情報の中で、性別を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければなりません。

第7条では、性別に基づく差別や性に起因する暴力は、人権を侵害する行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因であることから、性別による権利侵害の禁止を定めています。

例えば、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づく男女のあり方は、「女は結婚したら仕事をやめるべきだ」という社会通念や慣習となり、結果的に男女ともに生き方の選択肢を狭めることとなります。

また、配偶者間やパートナー間におけるドメスティック・バイオレンス(身体的、性的、心理的、社会的又は、経済的な暴力)や性的な要素を含んだ人権侵害(性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など)は、いずれも被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、かつ社会活動を束縛する深刻な人権侵害です。

こうしたことから、第1項から第3項までは、これらを禁止する規定を設けました。

第4項では、放送や印刷物、広告、インターネットの掲載情報など、公衆に表示する情報が、人々の意識に重大な影響を及ぼすことがあり、また、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報により女性の人権侵害や暴力を助長する恐れがあることから、公衆に表示する情報に関しては、性別を理由とする人権侵害を助長することのないよう、人権の尊重に配慮する必要があることを定めました。

(基本的施策)

第 8 条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うもの
とします。

- (1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大
及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修
等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支
援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委
員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。
- (2) 学校教育、家庭教育など、あらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を
推進するための措置を講じるよう努めること。
- (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供
などの支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切
な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 自営の商工業又は農林業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する
機会を確保するため、研修、情報の提供などの活動に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 女性及び男性が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の
介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を相互の協力と社会の
支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 女性及び男性が対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身
の健康が維持され、妊娠、出産など、健康について自らの意思が尊重されるよう、性
に関する教育、相談などの必要な措置又は支援を行うよう努めること。
- (7) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、その活動
に必要な情報の提供などの支援を行うよう努めること。

第 8 条では、市が男女共同参画社会の形成を推進するため、以下の基本的な施策を実施す
ることを決めました。

第 1 号では、市の政策の立案及び決定の過程への男女共同参画を推進するため、女性職員
に対し、多様な職務経験の機会の確保を図り、業務のリーダーや管理職などへチャレンジで
きるよう、意識啓発や必要な研修を実施すること、また、男女問わず職員が仕事と家庭生
活の両立が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護休業制度など利用で
きる環境づくりに努めること、さらには、各種委員会や審議会等の委員の男性割合が高いこ
とから、男女の参画機会の均等を図るため、女性に対し参画の機会を積極的に提供するこ
とを定めています。

< 参考 >

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近
隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつて
こそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会には、安定した仕事に就け
ず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見
られます。それを解決する取組みが、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実
現です。仕事と生活の調和の実現は、わたしたち一人ひとりが望む生き方ができる社会の実
現にとって必要不可欠な取組みとなっています。

第2号では、市は、学校教育、家庭教育など、あらゆる教育・学習の場において、人権尊重を基本とした男女平等観を育むために、具体的な取組みを進めるよう定めています。

市は、男女共同参画を推進するために、性別による固定的な役割分担意識を是正するとともに、様々な慣行や社会通念を見直していく必要があります。

そのため、第3号では、セミナーの実施、広報活動など様々な方法を通じて、情報の提供や啓発活動を実施していくとともに、事業者の男女共同参画の推進についての理解や取組みを促すことを目的に、現状の報告に関して協力を求めることができることを定めています。

第4号では、自営の商工業又は農林業の分野において、男性も女性も、ともに適正な評価を受け、経営等に参画できるよう、性別による固定的な役割分担意識の是正や情報の提供などに関して、必要な支援を行うことを定めています。

第5号では、市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、市が必要な支援を行うことを定めています。

第6号では、「性と生殖に関する健康と権利」を基本として、男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深め、正確な情報に基づき責任と自覚を持って行動し、生涯を通じて健康が維持されることが大切であることから、市は、性に関する学習の機会づくり、相談の場の確保、など、具体的な取組みや支援に努めることを定めています。

< 参考 >

性と生殖に関する健康と権利 reproductive health / rights

女性の体や性の問題を「健康と人権」という観点から保障しようとするもので、性と出産について女性の選択の自由と自己決定権を尊重しようという考え方。1994年のエジプト・カイロで開催された世界人口開発会議で提唱された。子どもを産むか産まないか、安全な性生活、性感染症やエイズ、性暴力など、性と生殖をめぐる幅広い問題がこの概念に包括されます。

第7号では、男女共同参画の推進に当たっては、男女共同参画社会の形成を推進する活動を行っている市民団体との連携を積極的に図ることが必要であり、その活動に必要な研修や他団体の活動内容の情報提供などの支援を行うことを定めています。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとします。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用します。

第9条では、男女共同参画施策の基本となる計画について、策定を市に義務付け、策定までの必要な手続について定めています。

第1項は、計画を策定するための根拠規定で、市で策定する計画については、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」があり、本市では、平成20年4月にこれらを合わせて「美唄市男女共同参画計画(第2次)」を策定しています。

<参考>

男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 (略)
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 (略)
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2項は、基本計画策定に当たっては、地域の実情に応じた計画とし、計画の推進に当たっても市民や事業者の協力が必要になるため、策定に先立ち、市民の意見を聴き、これを反映させることとしています。

第3項では、計画を策定したときは、公表することとしています。

第4項では、計画変更の場合も、第2項及び第3項の規定による事前の意見聴取と公表を行うことを定めています。

(施策策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとします。

第10条では、市の様々な施策の中で、直接的に男女共同参画を進める施策だけではなく、間接的に影響を及ぼすと認められる施策についても、その策定及び実施に当たっては、男女

共同参画の推進につながるよう配慮することとを定めています。

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとします。

第 11 条では、毎年度、男女共同参画の推進状況や施策の実施状況を報告書として取りまとめ、公表することを定めています。市では、広報紙や市のホームページなどを使って、報告します。このことにより、施策の効果の検証などを行い、あわせて男女共同参画に対する意識の高揚を図るものです。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとします。

第 12 条では、市が男女共同参画に関する国内外の動向や他市の先進的な取組み、市民意識などを把握するため、調査研究等を行うことを定めています。

(広報活動等)

第 13 条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとします。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第 3 条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ、作成するものとします。

第 13 条第 1 項では、市は、市民及び事業者が男女共同参画に関心と理解を深めるため、継続的に市のパンフレットや広報紙、インターネット等を活用し、広報活動や啓発を行うことを規定しています。また、まちづくり出前講座の積極的な活用なども想定されます。

第 2 項では、市が刊行物等を作成する際には、この条例の基本理念である男女共同参画社会の形成を推進する上での基本的姿勢と基本的考え方を踏まえ、作成することを規定しています。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 14 条は、この条例の規定以外で条例の施行に関し必要な事項を規則に委任しています。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなします。

附則第 1 項では、この条例の施行期日を定めています。

附則第 2 項では、第 9 条第 1 項に定められた男女共同参画計画について、平成 20 年 4 月にすでに策定されている「美唄市男女共同参画計画(第 2 次)」をこの条例に基づく男女共同参画計画として取り扱うことを定めています。